

議案第5号

富津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例の制定について  
富津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月22日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会等及び事業者の役割について明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境の整備に関する事項等を定めることにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、条例を制定するものである。

## 富津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）の推進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会等及び事業者の役割について明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境の整備に関する事項等を定めることにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 自治会等 区、自主防犯団体その他市内において地域的な協働活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 関係行政機関等 市内を管轄する警察署その他の防犯に関する活動を行う行政機関及び団体をいう。

### (基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守るという自立の精神及び地域の安全は地域で守るという相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会を形成する必要性を市民等（市民、自治会等及び事業者をいう。以下同じ。）が自ら認識することを基本として、推進されなければならない。

- 2 安全で安心なまちづくりは、市及び市民等がそれぞれの責務及び役割を認識し、相互に緊密な連携を図りながら協働することにより、推進されなければならない。
- 3 安全で安心なまちづくりは、他者の権利に配慮して推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心なまちづくりの推進のため、次の施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚のための啓発活動及び情報提供
- (2) 犯罪のない地域社会を形成するための環境整備
- (3) 自治会等が自主的に行う防犯活動への支援

(4) 前3号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに必要な施策  
(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの安全を確保するために必要な知識を修得し、互いの尊重と協力の下、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、地域の防犯力を高めるために自ら積極的に活動し、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

2 自治会等は、市が実施する安全で安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、事業活動を行うに当たって犯罪の防止に配慮し、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係行政機関等との連携)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、関係行政機関等と緊密な連携を図るものとする。

(犯罪弱者への配慮)

第9条 市は、子ども、女性、高齢者、障がい者その他の防犯上の支援を特に要する者(以下「犯罪弱者」という。)の安全に配慮した施策を実施するよう努めるものとする。

2 市民等は、犯罪弱者が地域において安心して暮らすことができるよう、その配慮に努めるものとする。

(土地又は建物の適正な管理)

第10条 市内において土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者は、当該土地又は建物が犯罪の温床にならないよう、適正な管理に努めるものとする。

(公共施設の整備及び管理)

第11条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備及び管理を行うよう努めるものとする。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、安全で安心なまちづくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。